(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，生活の場における療養の安全対策，社会資源の活用，地域における多職種との連携，倫理的課題の現状を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，制度を利用している在宅療養者の具体的な事例も扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，在宅療養者の日常生活の援助と治療及びその家族等への援助の基礎的な内容を扱うこと。ウについては，終末期の支援も扱うこと。

第11　看護の統合と実践

1　目　標

看護の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，看護の統合と実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 看護の統合と実践について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 看護の統合と実践に関する多様な課題を発見し，看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 看護の統合と実践について，よりよい看護の実践を目指して自ら学び，人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 看護におけるマネジメント

ア　看護活動の質の保証と向上

イ　医療安全のマネジメント

ウ　多重課題のマネジメント

エ　多職種連携

オ　看護に関わる政策と行政

(2) 災害看護

ア　災害の種類と医療

イ　災害看護の特徴

ウ　災害各期の看護

(3) 国際看護

ア　国際保健

イ　対象のグローバル化

ウ　国際看護活動

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　臨床実践に近い状況を設定し，看護科に属する各科目と関連付けた演習などを行うこと。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，看護活動の質を高めるため，看護業務の現状の分析，看護職の継続教育，医療安全管理体制，チーム医療のマネジメント及び看護政策などを扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，国内外の災害における看護活動を扱うこと。また，心的外傷後ストレス障害などの心のケアや災害弱者への基本的な支援についても扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，国際的な健康課題の現状や取組，看護活動を取り上げ，多様な文化や価値観の理解と尊重の重要性について扱うこと。

第12　看護臨地実習

1　目　標

看護の見方・考え方を働かせ，臨地において実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 臨地における看護について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 臨地における看護に関する多様な課題を発見し，看護の職業倫理を踏まえて解決策を探究し，合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 臨地における看護について，よりよい看護の実践を目指して自ら学び，人々の安全と安楽を守り，健康の保持増進と生活の質の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕